

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年六月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、九一六
広島市東区	三二、〇六八
広島市南区	三七、〇八五
広島市西区	四九、一五二
広島市安佐南区	五九、〇八九
広島市安佐北区	四一、四八六
広島市安芸区	二〇、九四〇
広島市佐伯区	三六、四〇五
呉市	六八、一四三
竹原市豊田郡	一〇、七六〇
三原市世羅郡	三三、〇三二
尾道市	四一、三八九
福山市	一二五、三七七
府中市神石郡	一五、四七九
三次市	一五、八八〇
庄原市	一一、五八三
大竹市	八、一三〇
東広島市	四七、二二〇
廿日市市	三一、九六一
安芸高田市	八、九八一
江田島市	八、〇四四
安芸郡	三一、六〇八
山県郡	七、七五九